

## 4. 事業所調査

### (1) 貴社（事業所）の概要、雇用状況等について

問1 貴社（事業所）の業種をお聞かせください。（1つに○）

- 1. 農業、林業
- 2. 漁業
- 3. 建設業
- 4. 製造業
- 5. 電気・ガス・熱供給・水道業
- 6. 情報通信業
- 7. 運輸業、郵便業
- 8. 卸売業、小売業
- 9. 金融業、保険業
- 10. 不動産業、物品賃貸業
- 11. 学術研究、専門・技術サービス業
- 12. 宿泊業、飲食サービス業
- 13. 生活関連サービス業、娯楽業
- 14. 教育、学習支援業
- 15. 医療、福祉
- 16. 複合サービス業
- 17. サービス業（他に分類されないもの）
- 18. その他（ ）

問2 貴社（事業所）《本アンケートの送付先》は、組織上、以下のどれですか。（1つに○）

- 1. 単独事業所（他の場所に本社、支社などを持たない事業所） ⇒ 問3△
- 2. 本社・本店・本所（他の場所に支社などをもち、それらを統括する事業所） ⇒ 問2-1△
- 3. 支社・支店・支所（他の場所にある本社などの統括を受けている事業所） ⇒ 問2-1と問2-2△

問2で「2」「3」に○をつけた方にうかがいます。

問2-1 貴社全体の従業員数は何人ですか。（1つに○）

- 1. 30人未満
- 2. 30人～100人
- 3. 101人～300人
- 4. 301人以上

問2で「3」に○をつけた方にうかがいます。

問2-2 本社の所在地はどちらですか。（1つに○）

- 1. 船橋市内
- 2. 船橋市外

問3 貴事業所の常時雇用する従業員数（※）の性別、雇用形態別の人数を記入してください。

	男性	女性	計
正社員	人	人	人
パートタイマー	人	人	人
その他	人	人	人

※次世代育成支援対策推進法という「常時雇用する労働者（従業員）」とは、以下のとおりです。  
 ①期間の定めなく雇用されている場合  
 ②一定の期間（例えば、1ヶ月、6ヶ月など）を定めて雇用されている方で、その雇用期間が反復更新され、事実上期間の定めなく雇用されている場合と同等と認められる場合（具体的には過去1年を超える期間について引き続き雇用されている、または採用のときから1年を超える期間について引き続き雇用されている場合）  
 ③いわゆる「日雇い労働者」で、雇用契約が日々更新されて事実上期間の定めなく雇用されている場合と同等と認められる場合

### 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケートのお願い

#### （事業所調査）

～「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして～

日頃より市政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
 市では、「船橋市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子どもたちや子育てをされている方への様々な支援に取り組んでいます。

現在、新しい計画の策定作業を進めています。今後の施策の検討に向けた基礎資料とするため、市内の事業所に対して「仕事と家庭の両立支援」に関するアンケートを実施することとしました。

調査の結果は、本市の子育て環境の充実のための貴重な資料とさせていただきます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成30年12月  
 船橋市長 松戸 徹

#### ご回答にあたって

- ◆ このアンケートは、船橋市内の事業所の中から、無作為で500事業所を選ばせていただき、お送りしています。人事・労務管理の担当部署・担当者がお答えください。
- ◆ この調査票は貴事業所においてお答えいただけますが、貴事業所が支社、支店、支所である場合は、問3～6、問16を除き、会社全体についてお答えください。
- ◆ 平成30年11月1日現在の状況でお答えください。
- ◆ ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れてしっかりと封をし、**平成30年12月21日（金）**までに郵便ポストに投函してください。切手を貼る必要はありません。
- ◆ 記入していただいた内容につきましては、このアンケートの集計以外には使用いたしません。また、コンピュータにより統計処理したデータ以外を公表することはありません。

（問い合わせ先） 船橋市役所 子ども政策課

電話：047-436-2796 F A X：047-436-2797

**(2) 仕事と家庭の両立支援の考え方について**

問8 仕事と家庭の両立支援に対して、企業がとるべき方針についてどのように考えていますか。 (1つに○)

1. 企業として積極的に取り組むべき
2. ある程度の役割を果たすべき
3. 企業としてはあまり積極的に取り組むべき課題ではない
4. 企業が担うべきものではない
5. その他 ( )
6. わからない

問9 貴社（事業所）での仕事と家庭の両立支援の現状をお答えください。 (1つに○)

1. 積極的に取り組んでいる	4. 取り組んでいない ⇒問9-1ハ
2. ある程度取り組んでいる	5. どちらともいえない
3. あまり取り組んでいない ⇒問9-1ハ	

問9で「3」「4」に○をつけた方にかがいます。

問9-1 そのように思われる（両立支援に取り組んでいない）理由は何ですか。 (あてはまる番号すべてに○)

1. 取り組みには費用や人に余裕がない
2. 「仕事と家庭の両立支援」は少子化対策であり、行政が行うべきである
3. 出産・育児は個人生活に関わることであり、企業が関知するものではない
4. 必要とする従業員がいない
5. その他 ( )
6. わからない

問10 仕事と家庭の両立しやすい環境を整えることは、貴社（事業所）にとってメリットがあると思いますか。 (1つに○)

1. 思う	2. 思わない	3. どちらともいえない
-------	---------	--------------

問10-1 そのように思われる理由は何ですか。 (あてはまる番号すべてに○)

1. CSR（社会的責任）を果たす
2. 企業のイメージアップにつながる
3. 社員の定着率が高まる
4. 社員の意識・意欲が向上する
5. 生産性が向上する
6. 職場の雰囲気明るくなる
7. チームや組織で助け合う雰囲気がでてる
8. 社員が生活者の視点をもつようになる
9. 優秀な男性社員の採用促進
10. 優秀な女性社員の採用促進
11. その他 ( )

問4 貴事業所の女性正社員の働き方として、どのようなパターンが多いですか。 (1つに○)

1. 結婚を機に退職する
2. 妊娠・出産を機に退職する
3. 出産後も継続して就業している
4. その他 ( )

問5 貴事業所で過去3年間に育児休業を取得した方はいますか。男女別に記入してください。

	(1) 育児休業を取得した方はいますか？ (それぞれ1つに○)	(2) 育児休業を取得した方は 何人ですか
男性	1. いる ..... 2. いない	→ [ ] 人
女性	1. いる ..... 2. いない	→ [ ] 人

問6 貴事業所で就学前児童の子育て中の方はいますか。男女別に記入してください。

	(1) 就学前児童の子育て中の方はいますか？ (それぞれ1つに○)	(2) 就学前児童の子育て中の方は 何人ですか
男性	1. いる ..... 2. いない	→ [ ] 人
女性	1. いる ..... 2. いない	→ [ ] 人

問7 貴社（事業所）では日ごろ労務管理上どのようなことに問題がありますか。 (3つまでに○)

1. 新規採用で優秀な人材が確保できない
2. 新規採用者の定着率が悪い
3. 中堅社員、幹部候補生の中途退職が多い
4. 中途採用で優秀な人材が確保できない
5. 中途採用者の定着率が悪い
6. 従業員の高齢化
7. 女性従業員が結婚や出産を機に退職してしまう
9. 従業員の生産性やモラル（士気）が低い
10. 経営の後継者育成
11. 従業員のメンタルヘルス
12. 定年退職者の活用について
13. その他 ( )
14. 特に認めはない

問 11 貴社（事業所）では、次にあげるような仕事と家庭の両立に向けた取組を実施していますか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 経営幹部等に仕事と家庭の両立を進める趣旨を盛り込んでいる
2. 育児休業や短時間勤務制度を利用しても評価の低下に不利にならないようにしている
3. 仕事と家庭の両立に関する情報提供・相談を行う組織・担当を設けている
4. 勤務地を限定された地域内にとどめる制度がある
5. 従業員の家庭の事情によっては、自宅近くの事業所に異動させている
6. ノー残業デーを設けている
7. 従業員に対して作業の無駄をなくして、早く帰るように励行している
8. 従業員が休みをとりにくいように、従業員相互で業務を共有するように工夫している
9. 従業員が複数業務をこなすことができるように訓練して、欠員補充を容易にしている
10. 従業員に対して、定期的に面談を実施している
11. 管理職の意識を変えるため、管理職研修を実施している
12. その他（ ）

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に対し「一般事業主行動計画」の策定を義務付けています（100人以下の企業には努力義務となっております）。

問 12 貴社（事業所）では「一般事業主行動計画」の策定はどのような状況ですか。（1つに○）

1. すでに策定済み
2. 現在、策定中
3. 今は未策定だが、今後、策定する予定（ ）年（ ）月ごろを予定
4. まだ策定しておらず、策定するかは未定
5. 今後、策定する予定はない
6. わからない

▶ 問 12で「4」「5」に○をつけた方にうかがいます。

問 12-1 策定していない理由は何ですか。（あてはまる番号すべてに○）

1. どのような計画を策定したらいいかわからない
2. 策定している時間的な余裕がない
3. 一般事業主行動計画のことを知らなかった
4. 仕事と家庭の両立が図られており、策定の必要がないと考えている
5. 「仕事と家庭の両立支援」は行政が行うべきものであると考えている
6. 子育て中の従業員がいない
7. その他（ ）

（3）仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備について

次世代育成支援対策推進法や育児・介護休業法等の現行法では、育児中の従業員に対して企業が講ずべき措置として、「育児休業の取得」、「時間外労働・深夜業の制限」、「短時間勤務等の措置」、「育児時間の付与」等が定められています。また、育児中の従業員に対する制度だけでなく、すべての従業員の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立支援に、企業全体で取り組んでいく必要があります。

貴社（事業所）におけるこうした取組の状況と今後の取組に対する意向についてうかがいます。

問 13 貴社（事業所）では、子育てを行う従業員への仕事と家庭の両立支援のため、現在どのような制度が整備されていますか。また、今後の整備予定はありますか。（1）～（10）それぞれ1つに○）

制度の種類	整備状況・予定
①子育てを行う従業員を対象とした、年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
②3歳以上のの子の子育てを行う従業員を対象とした、短時間勤務や隔日勤務制度の導入	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
③子育てを行う従業員を対象とした、フレックスタイム制度の導入	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
④子育てを行う従業員を対象とした、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ制度の導入	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑤子育てを行う従業員を対象とした、勤務地、担当業務の限定制度の実施	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑥子育てを行う従業員を対象とした、情報通信技術（IT）を利用した場所・時間にとらわれない働き方の導入	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑦3歳以上の子を育てている従業員に所定外労働をさせない制度 ※各企業で定めている就業時間を超過して労働させない制度です。育児のため請求があった場合に1ヶ月24時間、年間150時間を超過する法定時間外労働を制限する制度（育児・介護休業法第17条）とは異なります。	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑧妊娠中や出産後の女性従業員の健康、育児休業制度などの周知や情報提供及び相談体制の整備の実施	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない

制度の種類	既に活用している	活用を検討している	知っているが、検討していない	制度の存在を知らなかった
① 時間外労働等改善助成金（旧 職場意識改善助成金） 事前に計画等を提出したうえで、ソフトウェアの導入や専門家によるコンサルティング等を実施し、コースごとの成果目標を達成した中小企業の事業主に、その経費の一部等について助成	1	2	3	4
② 出生時立支援コース 男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に支給	1	2	3	4
③ 介護離職防止支援コース 仕事と介護を両立するための職場環境整備の取組を行い「介護支援プラン」を作成したうえで、介護休業の取得・職場復帰、または介護のための勤務制限制度（介護制度）の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給	1	2	3	4
④ 再雇用者評価処遇コース 妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能なときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、かつ、希望する者を採用した事業主に支給	1	2	3	4
⑤ 女性活躍加速化コース 女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を決定し、目標を達成した事業主に支給	1	2	3	4
⑥ 事業所内保育施設コース※ 労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主または事業主団体に、その費用の一部を助成する ※平成28年度から新規計画の認定申請受付を停止	1	2	3	4
I 育児取得時・職場復帰時 「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得し、職場復帰させた事業主に支給	1	2	3	4
II 代替要員確保時 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給	1	2	3	4
III 職場復帰後支援 育児からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、新たな制度導入などの支援に取り組んだ事業主に支給	1	2	3	4
⑦ 育児休業等支援コース （対象：小企業事業主のみを対象）				
自立支援奨励助成金				

制度の種類	整備状況・予定
⑨ 労働基準法の産前産後休業を上回る期間の休業制度の実施	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑩ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑪ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑫ 事業所内託児施設の利用（共同運営や保育施設と契約している場合も含む）	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑬ 育児サービス費用を補助する制度（ベビーシッターや託児施設の利用料補助等）	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑭ 子どもの看護のための休暇を時間単位で取得できるなど利用しやすい制度の導入	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑮ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
⑯ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備	1. 整備済み 2. 今後は整備予定 3. 整備する予定はない
①～⑯以外の整備済み、整備予定の制度があれば、記入してください。	

問13の「⑯」で「1」「2」に○をつけた方にうかがいます。  
問13-1 整備済み、整備予定の内容は何ですか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
2. 従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
3. 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
4. 育児休業をしている従業員の職業能力の維持及び向上のための情報提供
5. 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
6. その他（ ）

取組の種類		取組状況・予定
①託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない
②貴社（事業所）内で、子どもを遊ばせるコーナー・スペースの提供	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない
③子育てグループや支援団体など地域で活動している団体への会議室などの場の提供	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない
④子育てグループや支援団体など地域で活動している団体への貴社（事業所）の従業員の参加促進や支援	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない
⑤子育てグループや支援団体など地域で活動している団体への遊具・物産などの支援	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない
⑥子どもたちが貴社（事業所）を見学できるような取り組みの実施	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない
⑦インターンシップや中学生の職場体験など、若年者の就業体験機会の提供	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない	1. 取り組んでいる 2. 取り組む予定 3. 取り組む予定はない
①～⑦以外に取組んでいる事項や取組む予定がある事項があれば、記入してください。		

制度の種類	既に活用している	活用を検討している	知っているが、検討していない	制度の存在を知らなかった
⑧企業主導型保育事業助成 平成28年度以降に労働者のための保育施設を事業所内に新設・定員増員・空き定員の活用をした場合にその費用の一部を助成する	1	2	3	4

上記以外の制度の利用状況、利用予定があれば、記入してください。

国では現在、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。

「ワーク・ライフ・バランスの実現」とは、働く人が子育てや介護、自己啓発、地域活動など仕事以外の生活と仕事を自分が強むバランスで実現することです。

行動指針は、社会全体の目標としてフリーター数の減少、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の継続就業率など14の数値目標を設定し、企業や働く人の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を示しています。そのための国民運動として、「ひとと「働き方」を築きあげよう！カエル！ジャパン」を推進しています。

問15 行政からどのような支援、補助があれば、貴社（事業所）として「仕事と家庭の両立支援」策やワーク・ライフ・バランスの取組がしやすくなると思いますか。（あてはまる番号すべてに○）

- 1. 財政的支援（奨励金、低利融資など）
- 2. 企業活動へのインセンティブの付与（入札での優遇など動機付けとなる措置）
- 3. 取組企業の積極的PRによるイメージアップ  
（例：市の表彰制度、市の広報紙やホームページへの掲載など）
- 4. 他の企業の取組事例紹介（セミナーの開催など）
- 5. コンサルティング支援
- 6. その他（ご自由にお書きください）

（4）子ども・子育てに関する地域貢献活動について

「一般事業主行動計画」では、貴社（事業所）の従業員等の仕事と家庭の両立支援とあわせて、対象を貴社（事業所）の従業員等に限定しない、雇用環境以外の取組も計画に盛り込むよう求めています。

そこで、子ども・子育てに関する地域貢献活動の取組について、うかがいます。

問16 貴事業所の子ども・子育てに関する地域貢献活動の取組について、現在の状況と今後の取組予定をお答えください。（①～⑦それぞれ1つに○）

問 16 で取り組んでいる事業の概要をお聞かせください。

※記入していただいた事例は今後の参考にさせていただきます。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

**(5) その他**

問 17 貴社（事業所）の仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスに関するお考えや、取組の紹介、あるいは行政への要望等がありましたら、ご自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※差し支えなればお答えください。

① 貴社（事業所）名			
② ご回答者名	所属部署（	）	氏名（
③ ご連絡先	電話番号（	）	Fax（

調査にご協力いただきまして、ありがとうございます。  
切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご返函ください。